

山形地域地下水利用対策協議会 会報

第58号 発行日：令和7年3月

令和6年度 定期総会を行いました

令和6年度の定期総会が7月23日に山形グランドホテルで開催されました。当日は会員事業所をはじめ来賓として経済産業省東北経済産業局地域経済部長（代理人出席）、山形県村山総合支庁長（代理人出席）、山形市議会議長から御出席いただきました。

鈴木会長のあいさつ、来賓からの祝辞に続き、議長に鈴木会長を選出し議事に入り、令和5年度の事業実施状況及び収支決算、令和6年度の事業計画案及び予算案について審議され、満場一致で承認されました。

総会の後には懇親会を行いました。会員の皆様の親交を深め、地下水の適正利用について情報共有しました。

役員の変更を行いました

—新役員のご紹介—

役員改選が行われ、新たな役員をお迎えしました。

新副会長 立谷川工業団地協同組合 理事長 菅野 隆 様

新幹事 株式会社ジョイン 代表取締役 武田 良和 様

新幹事 山形市土地改良区連合会 会長 大築 義雅 様



また、平成20年から16年間という長きに渡って当協議会の活動にご尽力いただきました吉田副会長が、令和6年5月に立谷川工業団地協同組合の理事長をご勇退されるのに併せて、当協議会の副会長についてもご勇退されることとなりました。長らく当協議会を支えていただき大変ありがとうございました。



冬季水田涵養事業を実施しました

協議会では平成19年から継続して地下水涵養事業を実施しています。この事業では冬期間の水田を利用し地下水涵養を行い、涵養量の調査を行っているものです。

昨年に引き続き立谷川扇状地の上・中部に位置する大森、上柳の水田で涵養事業を行いました。概ね週2回測定し、涵養水量を増やせるように清掃など維持管理を行い対応しております。

冬期間の水田に水を張る地下水涵養は農作業への支障が無いことを確認しています。水田をお持ちの会員様は、ぜひ涵養事業への参加をお願いします。

雨水浸透施設メンテナンスを実施しました

山形市では、「山形市雨水浸透施設設置普及推進要綱」に基づき雨水浸透施設の設置を推進しています。そこで協議会では雨水浸透施設の機能改善を目的に、高圧洗浄によるメンテナンスを実施しています。今年度は選定した1つの事業所でメンテナンスを実施しました。

雨水浸透施設は蓋で覆われ内部の状況が確認しづらく、機能低下を見落としがちになります。定期的な点検が必要なものですので、募集の際はぜひご利用ください。

量水器の設置に助成

～適正利用は水量把握から～



協議会では、量水器を設置する場合に助成を行っています。助成額は、設置費用の半額とし上限額は8万円です。

井戸に量水器を設置して地下水の使用量を把握し、適正な量を揚水することで、地下水の保全や地下水障害の防止につながります。

地下水の適正かつ合理的な利用を推進するために、助成事業を活用して量水器の設置にご協力をお願いします。

水質調査の実施について

協議会では、平成9年度から会員の皆様にご協力をいただき、地下水質調査を実施しており、今年度は10月に実施しました。

調査結果は対象事業所へお知らせしていますが、概要については定期総会で報告の予定です。

地下水汚染は一度発生すると長期間影響します。浄化には多大な費用と時間が必要です。未然に汚染を防ぐことが大切です。

また、事業所ごとに自主調査を行っている場合は、今後の参考資料とするため調査結果の提供をお願いします。



水質調査項目

- 重金属類：鉛、ヒ素、フッ素
- 有機塩素化合物：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン
- 飲用水基準：一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、硝酸性及び亜硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、全有機炭素、pH、臭気、色度、濁度
- 溶解性鉄、溶解性マンガン

—災害時提供井戸 募集中です—

本協議会と山形市は平成16年に災害時における地下水提供に関する協定を締結しています。現在は38の井戸が災害時協力井戸として登録されています。水道復旧までのライフラインとして、地下水は非常に重要な資源です。協力可能な事業所を随時、募集しています。御協力いただける会員事業所の方は事務局までご連絡をお願いします。



地下水を利用して当協議会に未加入のお知り合いの事業所がございましたら、ぜひ勧誘をお願いいたします。

新入会員のご紹介

○株式会社三和

(山形市青田二丁目12番5号)

○株式会社野川食肉食品センター

(天童市万代1番2号)



令和7年3月 発行

山形地域地下水利用対策協議会 会長 鈴木 隆一

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3-25

(山形市役所環境部環境課内)

☎023-641-1212

(内線 684・685)

地下水関係の届出について

「山形県地下水の採取の適正化に関する条例」に基づき、地下水を利用する場合は届出が必要です。

▷新しく井戸を掘って地下水を採取する場合

設備の工事に着手する30日前まで届出

▷設備等の変更をする場合

ポンプの吐出口断面積を変更するほか、地下水の使用用途を変更する場合は30日前まで届出

▷井戸設備を相続、売買などにより譲り受けた場合

採取者の地位を承継した場合、承継した日から遅滞なく届出

▷氏名、住所、法人の代表者などが変わった場合

氏名の変更等の日から遅滞なく届出

▷地下水の設備を廃止した場合

廃止の日から遅滞なく届出

これらの届出は山形市役所環境課で受け付けています。様式等は市HPに掲載しております。地下水設備の定期的な確認をお願いします。